

## 業務委託契約約款 特約事項（設計業務）

業務委託契約約款（以下「約款」という。）について、次の特約事項（以下「本特約事項」という。）を定める。

### 1 用語の定義

- (1) 本特約事項において使用する用語の定義は、本特約事項のほか、基本協定、プロポーザル説明書等に定義されるところによる。
- (2) 約款の用語のうち、「設計図書」とあるのは「プロポーザル説明書等及び事業者提案」を含むものとする。

### 2 業務計画書の作成

- (1) 受注者は、プロポーザル説明書等の定めに従い、各種調査業務計画書及び設計業務計画書を作成し、発注者の承認を得なければならない。
- (2) 発注者は、受注者から各種調査業務計画書及び設計業務計画書が提出されてから7日以内に、確認結果を受注者に通知する。
- (3) 受注者が提出した各種調査業務計画書及び設計業務計画書について、発注者の承認を得られなかった場合、受注者は速やかに修正をした上、改めて発注者に提出し、その承認を得なければならない。この場合の確認の手続は前号と同様とする。

### 3 成果物の説明及び提出

- (1) 受注者は、プロポーザル説明書等、各種調査業務計画書及び設計業務計画書に従って設計業務を実施し、基本設計業務完了時、実施設計業務完了時及び設計業務完了時に受注者の提出すべき成果物に関して、発注者に対し必要な説明を行い、これを提出しなければならない。
- (2) 受注者は、対象施設の実設計業務を完了した場合には、次に掲げる部分引渡に係る指定部分の成果物を発注者に提出し、発注者の検査を受けるとともに、その承認を得なければならない。
  - 各種調査業務報告書
  - 法令に基づく許認可、届出等の許可、確認、届出受理書
  - 協議録（協議に使用した資料を含む。）
  - 基本設計図書及び実施設計図書
  - 設備機器、什器・備品選定リスト（案）
  - 維持管理マニュアル（案）
  - 長期修繕計画書（案）
  - 提出書類確認表
  - 要求水準等達成度自己確認報告書

### 4 債務負担行為に係る契約の特則

- (1) 各会計年度における業務委託料の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

平成31年度 (金額を記載(税込)) 円

平成32年度 残額

- (2) 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

平成31年度 (金額を記載(税込)) 円

平成32年度 残額

- (3) 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び前号の出来高予定額を変更することができる。

## 5 債務負担行為に係る契約の前金払の特則

- (1) 約款第33条及び約款第34条の規定の適用について、約款第33条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び約款第34条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」とする。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、当該契約においては、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払うことができるものとし、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。

## 6 許認可の取得

- (1) 業務を履行するために必要となる許認可は、受注者がその責任及び費用負担において取得し、有効に維持することとし、受注者が業務を履行するために、必要となる届出は、受注者の責任及び費用負担において作成し、提出するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、発注者が許認可を取得し、又は届出をする必要がある場合には、発注者がこれを行うものとし、そのために受注者に対し協力を求めた場合には、受注者はこれに応ずる。
- (3) 受注者は、第1号の許認可の申請又は届出を行ったときは、発注者に対し速やかに報告を行い、発注者からの要求に応じ、当該許認可を取得し、又は完了し、有効に維持していることを証する書面の写しを発注者に提出する。
- (4) 発注者は、第1号の許認可の取得又は届出について、受注者から書面による協力の要請を受けた場合には、必要に応じ合理的な範囲で協力を行う。
- (5) 受注者から委託を受けた者及びこれらの使用人が、業務の遂行に当たって申請又は届出をするべき事項がある場合、受注者は、申請又は届出が行われたときに、発注者に対し速やかに報告を行い、発注者からの要求に応じ、当該許認可を取得し、又は完了し、有効に維持していることを証する書面の写しを発注者に提出する。

## 7 紛争の解決

本契約に関する紛争について訴えの提起を行う場合は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 業務委託契約約款 特約事項（工事監理業務）

業務委託契約約款（以下「約款」という。）について、次の特約事項（以下「本特約事項」という。）を定める。

### 1 用語の定義

- (1) 本特約事項において使用する用語の定義は、本特約事項のほか、基本協定、プロポーザル説明書等に定義されるところによる。
- (2) 約款の用語のうち、「設計図書」とあるのは「プロポーザル説明書等、事業者提案及び実施設計図書」を含むものとする。

### 2 業務計画書の作成

- (1) 受注者は、プロポーザル説明書等の定めに従い、工事監理業務計画書を作成し、発注者の承認を得なければならない。
- (2) 発注者は、受注者より工事監理業務計画書が提出されてから7日以内に、確認結果を受注者に通知する。
- (3) 受注者が提出した工事監理業務計画書について、発注者の承認を得られなかった場合、受注者は速やかに修正をした上、改めて発注者に提出し、その承認を得なければならない。この場合の確認の手続は前号と同様とする。

### 3 債務負担行為に係る契約の特則

- (1) 各会計年度における業務委託料の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

平成31年度 業務委託料（税込）の30%

平成32年度 残額

- (2) 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

平成31年度 業務委託料（税込）の0%

平成32年度 残額

- (3) 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び前号の出来高予定額を変更することができる。

### 4 債務負担行為に係る契約の前金払の特則

- (1) 約款第33条及び約款第34条の規定の適用について、約款第33条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び約款第34条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」とする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、当該契約において、契約会計年度に工事着手した場合は、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払うことができるものとし、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払

を請求することができる。

## 5 紛争の解決

本契約に関する紛争について訴えの提起を行う場合は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。